理　由

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又はこれらの国若しくは地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な不当廉売関税とする必要があるからである。